



# ごみ処理手数料の メリット・デメリット

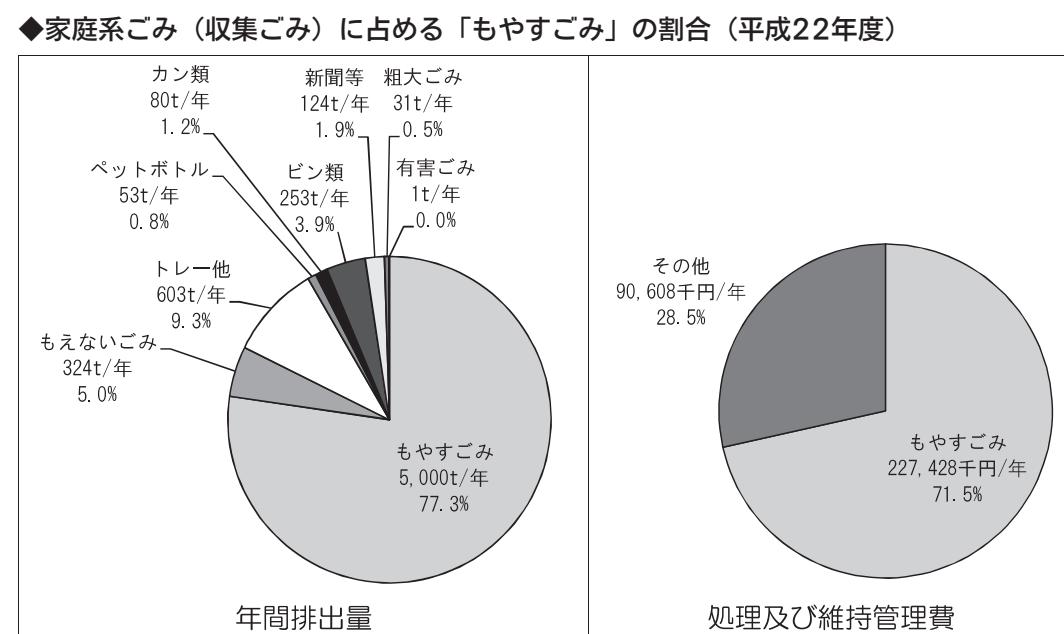
ごみの量は多い方がいい?  
いえいえ。少ない方がいい!



ごみの量は、経済活動のバロメーターと思われていた時期が長くありました。大量生産・大量消費で景気がよくなり、排水や排煙などの対策は後回しで、経済成長最優先。結果として、公害や、環境破壊につながったこともたくさんありました。

その反省として、国を挙げて循環型社会形成推進基本法を含む環境関連法を制定し、環境に負荷を与える物質の排出規制と、生産に伴い排出される廃棄物のリサイクルを進めてきました。資源は有限であり、限られた資源を有効に活用し、生産活動を進める同時に、廃棄物を減少させることができます。事業者（企業）の義務であることが、廃棄物処理法の条文に定められています。事業者に限らず、家庭においても無駄を省き、環境負荷が少ない商品を使用することなど、できることがたくさんあります。

ごみ処理手数料を導入することで、もやすごみを減量し、分別を徹底することを目的としています。また、ものを購入する代金には、それが不要になった時のごみ処理にかかる料金までは含まれていません。ごみをたくさん出す人には多い負担を、ごみを減量する人には少ない負担を、排出量に応じて公平に求めることができます。



期待される効果

家庭から出るごみの処理はそれぞれの市町村の仕事になっています。ごみの処理は、市民の税金で行われていることから、ごみがたくさん出されると、その処理にたくさんの税金が使われるよう、建設する費用が変わってきます。

処理に使う燃料代や電気料、処理にかかる委託料だけではなく、古くなつた施設を更新する際にも、たくさんのごみを処理する大きな施設か、少量のごみを処理するコンパクトな施設かによって、建設する費用が変わってきます。

ごみ処理手数料を導入することで、もやすごみ袋の値段が上がります。これを契機として、ぜひ考えていただきたいのは、今の生活の中で出るごみの量というものは変えられないのだろうか、ということです。

家庭にある「いらないもの」を目の前からなくす方法として、ごみとして出すという選択をする前に、「まだ使いう方法があるのでは」「分別すれば、ごみではなく資源になるのでは」「もっと小さく（少なく）する方法があるのでは」と考えてみてください。

また、今回の処理手数料の導入の対象は、もやすごみと粗大ごみだけで、資源ごみやもやさないごみはこれまでのごみ袋と値段を変えない予定です。これは、年間排出量の77%、処理及び維持費用の72%を占めるもやすごみ

を減量することが最も効果的で、いろいろな方法で減量することができるからです。

もやさないごみ袋の値段を変えないことは、家庭で減量が難しいものが多いことと、金属などのもやないごみをも

いたためです。これはもやるごみを処理しているRDF工場の故障を防ぐためでもあります。

ごみの量を進めるには、市民一人一人の協力が欠かせません。ごみを減らすことだけではなく、ルール違反のごみが増えてしまいます。資源ごみの袋にもやすごみを入れたり（袋違い）、複数のごみの種類を混ぜて入れたり（混合ごみ）、ごみを出す時間を守らなかつたり、収集した後に出した（後出し）ごみを出す時間でござんので、ごみステーションが汚れ、周囲の環境が悪化する原因となります。

各自治会と地区的公衆衛生推進委員の方には、「ごみステーションの位置の指定と、管理するためのネットや、清掃のためのほうきやちり取りの購入をお願いしています。

自分の地区の「ごみステーション」をきれいな状態に保つために、利用する住民全員で、ルール違反がないようにお互いに気を付けて、清掃活動にご協力ください。

ごみ処理手数料を導入すると、必ず危惧されるのは、不法投棄が増えるのではないか、ということです。

これは、ごみを減量する、リサイクルを進めるといった努力を無にする違法行為であり、身勝手な理由による犯罪です。

不法投棄は廃棄物処理法第16条に違反し、第25条第1項第14号により、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金という罪で、事業者が行つた場合は罰金が3億円まで課せられます。

これまでも、テレビの地デジ化に合わせて、アナログテレビの不法投棄が増えることを懸念して、不法投棄監視パトロールを強化してきました。

また、市内に数か所、監視カメラを設置しており、設置個所での不法投棄は激減しています。

カメラがあるから捨てない、といふ事実も悲しいものがありますが、それだけの効果があります。実際にカメラの画像から警察が捜査し、犯人がわかったケースもあります。不法投棄の防止でも、自治会と公衆衛生推進委員と協力して、住民による不法投棄監視パトロールを進めています。平成23年度は2地区でモデル事業として、6～7地区で実施する予定です。

ルール違反と同様に、市民の皆さんの目で、不法投棄をさせない環境づくりにご協力を願います。

また、不法投棄を自撃したら、環境整備課（☎ 510-101）、または大竹警察署（☎ 0110）へご連絡ください。

## ルール違反や不法投棄防止

処理手数料を導入し、ごみの減量を進めるには、市民一人一人の協力が欠かせません。

ごみを減らすことだけではなく、ルール違反のごみが増えてしまいます。

資源ごみの袋にもやすごみを入れたり（袋違い）、複数のごみの種類を混ぜて入れたり（混合ごみ）、ごみを出す時間を守らなかつたり、収集した後に出した（後出し）ごみを出す時間でござんので、ごみステーションが汚れ、周囲の環境が悪化する原因となります。

各自治会と地区的公衆衛生推進委員の方には、「ごみステーションの位置の指定と、管理するためのネットや、清掃のためのほうきやちり取りの購入をお願いしています。

自分の地区の「ごみステーション」をきれいな状態に保つために、利

用する住民全員で、ルール違反が

ないようにお互いに気を付けて、

清掃活動にご協力ください。

ごみ処理手数料を導入すると、

必ず危惧されるのは、不法投棄が

増えるのではないか、ということ

です。

これは、ごみを減量する、リサ

イクルを進めるといった努力を無

にする違法行為であり、身勝手な

理由による犯罪です。

不法投棄は廃棄物処理法第16条に違反し、第25条第1項第14号により、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金という罪で、事業者が行つた場合は罰金が3億円まで課せられます。

これまでも、テレビの地デジ化に合わせて、アナログテレビの不法投棄が増えることを懸念して、不法投棄監視パトロールを強化してきました。

また、市内に数か所、監視カメラを設置しており、設置個所での不法投棄は激減しています。

カメラがあるから捨てない、といふ事実も悲しいものがありますが、それだけの効果があります。

実際にカメラの画像から警察が捜査し、犯人がわかったケースもあります。不法投棄の防止でも、

自治会と公衆衛生推進委員と協力して、住民による不法投棄監視パ

トロールを進めています。平成23

年度は2地区でモデル事業として、6～7地区で実施する予定です。

ルール違反と同様に、市民の皆

さんの目で、不法投棄をさせない

環境づくりにご協力を願います。

また、不法投棄を自撃したら、

環境整備課（☎ 510-101）、ま

たは大竹警察署（☎ 0110）へご連絡ください。

自分の地区の「ごみステーション」をきれいな状態に保つために、利

用する住民全員で、ルール違反が

ないようにお互いに気を付けて、

清掃活動にご協力ください。